

広島中央環境衛生組合議会会議録

令和6年第1回定例会

令和6年3月28日

広島中央環境衛生組合議会

目 次

令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会

◎第1日（3月28日開会）

日程第	1	会議録署名議員の指名	4
日程第	2	会期の決定	4
日程第	3	議案第1号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	4
日程第	4	議案第2号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	5
日程第	5	議案第3号 管理者等の広島中央環境衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	7
日程第	6	議案第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	8
日程第	7	議案第5号 広島中央環境衛生組合監査委員条例の一部改正について	9
日程第	8	議案第6号 広島中央環境衛生組合事務分掌条例の一部改正について	10
日程第	9	議案第7号 令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)	10
日程第	10	議案第8号 令和6年度広島中央環境衛生組合一般会計予算	12
日程第	11	議員派遣について	14

1. 議事日程

(令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会)

令和6年3月28日 午後3時 開会
於広島中央エコパーク管理棟2階議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 管理者等の広島中央環境衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
日程第 6 議案第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第 7 議案第5号 広島中央環境衛生組合監査委員条例の一部改正について
日程第 8 議案第6号 広島中央環境衛生組合事務分掌条例の一部改正について
日程第 9 議案第7号 令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)
日程第 10 議案第8号 令和6年度広島中央環境衛生組合一般会計予算
日程第 11 議員派遣について

2. 出席議員(12名)

1番	山田学	2番	原田栄二
3番	小池恵美子	4番	堀越賢二
5番	大川弘雄	6番	水橋直行
7番	田坂武文	8番	玉川雅彦
9番	北林光昭	10番	牧尾良二
11番	道法知江	12番	信谷俊樹

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者

管理者	高垣廣徳	副管理者	今榮敏彦
副管理者	谷川正芳	副管理者	前延国治
会計管理者	貞岩諭	事務局長	大歳雅司
次長兼施設1課長	呉田浩	施設2課長	荒谷尚輝
施設3課長	岡田征幸		

5. 職務のため出席した者

総務課課長補佐兼係長	田安英男	総務課主査	坂手浩二
------------	------	-------	------

総務課主査

寺 戸 尚 子 総務課主任 的 場 啓 太

.....*.....
(午後3時 開 議)

○議長（牧尾良二議員）

皆様、年度末のお忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。ただいまの出席議員は「12」名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布のとおりであります。

お諮りします。

この際、説明員として、本会議に管理者並びに委任を受けた者の出席を求め、あらかじめ議長において入場を許可しています。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」との声あり〕

ご異議なしと認めます。

それでは、管理者から招集に当たり挨拶がありますので、これを許します。

.....*.....
◎管理者（高垣廣徳管理者）議長。

○議長（牧尾良二議員）高垣管理者。

◎管理者（高垣廣徳管理者）（登壇）

令和6年第1回組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には年度末で何かと御多用にも関わらず御参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、日頃は環境行政の推進に格別のお力添えをいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、大崎上島町のストックヤードが、おかげをもちまして、完成を迎えることができました。4月からは、この施設の機能を十分に活用して、資源の再利用を一層推進する、大崎上島町民に喜ばれる施設となるよう努力してまいります。

あわせて、広島中央エコパークをはじめとした既存の施設につきましても、安心・安全かつ効率的な施設の管理・運営に努めてまいりますので、引き続き御指導、御協力賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の定例会に提出いたしております議案は、「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」など計8件でございます。

これらの案件につきましては、後ほど事務局から提案説明いたしますので、何卒慎重に御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（牧尾良二議員）以上で管理者の挨拶を終わります。

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。その写しを電子文書にて配布しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

.....*.....
○議長（牧尾良二議員）それではこれより、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において、3番 小池恵美子 議員、4番 堀越賢二議員を指名いたします。

.....*.....
○議長（牧尾良二議員）日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

.....*.....
○議長（牧尾良二議員）日程第3、議案第1号「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

○事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第1号「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の1ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法に規定されている「自己啓発等休業制度」を導入し、職員の自発的な大学等の課程の履修による自己啓発 または国際貢献活動を通じてその資質の向上を図ることに伴い、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、職員の自己啓発等休業に関する事項につきましては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、東広島市の「職員の自己啓発等休業に関する条例」の例によるものとしております。

(1) 自己啓発等休業の承認につきましては、任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修 または国際貢献活動のための休業をすることを承認することができることとし、

(2) 自己啓発等休業の期間につきましては、大学等課程の履修のための休業にあつては2年、国際貢献活動のための休業にあつては3年とするものでございます。

(3) 自己啓発等休業の対象となる教育施設としましては、アからウまでに掲げております施設としております。

2ページをお願いいたします。

(4) 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動としまして、ア及びイに掲げております奉仕活動とするものでございます。

(5)及び(6)は、自己啓発等休業の承認の申請及び期間の延長の手続きを定めております。次に、(7)自己啓発等休業の承認の取消しにつきましては、休業をしている職員がア及びイに掲げるときは、自己啓発等休業の承認を取り消すことといたします。

3ページをお願いします。

(8)報告等につきましては、ア、休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、大学等課程の履修 または国際貢献活動を取りやめた場合等には、任命権者に報告しなければならないこととし、またイ、任命権者は、休業をしている職員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図ることといたします。

(9)職務復帰後における号給の調整につきましては、休業した職員が職務に復帰した場合における当該職員の号給は、他の職員との均衡上必要と認められる範囲において、必要な調整を行うことができるものとしております。

3、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第1号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（牧尾良二議員）日程第4、議案第2号「職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第2号「職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の8ページをお願いいたします。

本案は、有為な職員の継続的な勤務を促進することを目的として、地方公務員法に規定されている、配偶者同行休業制度を導入し、その実施に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

2の条例の内容でございますが、職員の配偶者同行休業に関する事項につきましては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、東広島市の「職員の配偶者同行休業に関する条例」の例によるものとしております。

(1)配偶者同行休業の承認といたしましては、任命権者は、職員がアからウまでに掲げる事由により、外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と生活をともにするため、休業することを申請した職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、これを承認することができることとしております。

(2)の配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間としております。

(3)から9ページの(5)までは休業の申請等の手続きで、配偶者同行休業の承認の申請並びに期間の延長及び再度の期間の延長の手続を定めております。

(6)の配偶者同行休業の承認の取消事由でございますが、アからウまでに掲げる事由に該当した場合には、休業の承認を取り消すこととしております。

(7)届出といたしまして、配偶者同行休業をしている職員は、配偶者の死亡その他一定の事由が生じた場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととしております。

(8)の任期付採用及び臨時的任用といたしまして、任命権者は、配偶者同行休業又はその期間の延長の承認の申請をした職員の業務を処理するため、任期付採用又は臨時的任用を行うことができることとしております。

(9)職務復帰後における号給の調整でございます。配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における当該職員の号給は、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うことができることとしております。

3、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第2号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号、「職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（牧尾良二議員）日程第5、議案第3号「管理者等の広島中央環境衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第3号「管理者等の広島中央環境衛生組合に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の15ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法に規定されている、管理者等が組合に対して損害賠償の責任を負う場合における、その一部の免責について必要な事項を定めようとするものでございます。

2の条例の内容でございます。管理者等の当組合に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関する事項につきましては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、東広島市の「市長等の東広島市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例」の例によるものとしております。

具体的には、管理者等が組合に対して損害賠償の責任を負う場合において、管理者等がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等は、その賠償の責任を負う額から1会計年度の給与等の額に①から③までの区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、その責任を免れることとしております。

3の施行期日等でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、経過措置としまして、管理者等による施行の日以後の行為に基づく組合に対する損害賠償の責任について適用するものでございます。

議案第3号の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

なお、地方自治法の規定により、本条例の制定に当たっては監査委員の意見を聞くことになっており、意見照会の結果、本条例の制定について、「異議はない。」との合議による意見が提出されたところでもあります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結いたします。

議案第1号「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（牧尾良二議員）挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（牧尾良二議員）日程第6、議案第4号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第4号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の18ページをお願いいたします。

本案は、高齢期の職員の多様な働き方を可能とすることを目的に、地方公務員法に規定されている高齢者部分休業を導入し、その実施に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

2の条例の内容でございますが、職員の高齢者部分休業に関する事項につきましては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、東広島市の「職員の高齢者部分休業に関する条例」の例によるものとしております。

(1)の高齢者部分休業の承認について、任命権者は55歳に達した職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日から、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを申請した場合、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として休業を承認することができるようにするものでございます。

(2)の高齢者部分休業取得中の給与について、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額するものでございます。

(3)の承認の取消し又は休業時間の短縮について、任命権者は、高齢者部分休業している職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となり、当該職員の同意を得たときは、休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができるようにするものでございます。

次に、(4)の休業時間の延長について、任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から、休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができるようにするものでございます。

19ページをお願いします。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第4号、「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

……………＊……………

○議長（牧尾良二議員）日程第7、議案第5号「広島中央環境衛生組合監査委員条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第5号「広島中央環境衛生組合監査委員条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の22ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行おうとするものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

議案第5号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第5号、「広島中央環境衛生組合監査委員条例の一部改正について」は、原案の

とおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（牧尾良二議員）日程第8、議案第6号「広島中央環境衛生組合事務分掌条例の一部改正について」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

○事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第6号「広島中央環境衛生組合事務分掌条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

提出議案説明書の23ページをお願いいたします。

本案は、大崎上島町の新たなごみ中継施設等の整備完了に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、施設3課の分掌事務から「大崎上島町の区域内に新たに整備するごみ中継施設等に関する事項」を削除するものでございます。施行期日は、令和6年4月1日でございます。

議案第6号の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」との声あり]

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」との声あり]

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号、「広島中央環境衛生組合事務分掌条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（牧尾良二議員）日程第9、議案第7号「令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました議案第7号「令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算第2号」について、ご説明申し上げます。

「令和5年度広島中央環境衛生組合補正予算書」の1ページをお願いします。

第1条で、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,651万円を減額し、補正後の総額を31億7,174万4千円とし、第2条で、地方債の変更をするものでございます。

2ページの「第1表」をお願いいたします。「歳入歳出予算補正」の上段の表、歳入でござ

います。「1款1項負担金」は、諸収入の増額及び歳出予算の減額により、補正前の額から1億3,743万1千円減額し、26億2,506万2千円に、「3款1項国庫補助金」は、賀茂環境衛生センター解体工事に伴う循環型社会形成推進交付金で、補正前の額から4,652万5千円減額し、2億6,336万3千円に、「5款1項雑入」は、賀茂環境センターで再資源化している金属類等の有価物売払い収入の増により、補正前の額に854万1千円増額し、6,609万3千円に、「6款1項組合債」は、賀茂環境衛生センター解体工事に伴う借入れで、補正前の額から8,170万円減額し、2億1,450万円とするものでございます。

「7款1項財産売払収入」は、車両の売払いにより、60万5千円を追加するものでござ

います。次に、下段の表、「歳出」でござ

います。「1款1項議会費」は、不用額を整理するもので、補正前の額から75万円減額し、151万6千円に、「2款1項総務管理費」は、不用額を整理する一方で、内部情報システムを導入するため、補正前の額から1,989万7千円増額し、1億1,782万4千円に、「3款1項清掃費」は、諸事業に係る不用額を整理するもので、補正前の額から2億6,877万7千円減額し、27億8,198万6千円に、「4款1項公債費」は、借入利子の確定により、補正前の額から688万円減額し、2億6,886万7千円とするものでございます。

3ページ・4ページをお願いします。

第2表地方債補正でござ

いますが、賀茂環境衛生センター解体工事に係る借入れの限度額2億9,620万円を2億1,450万円に変更するものでござ

います。議案第7号の説明は以上でござ

います。どうぞよろしくお願

いいたします。○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第7号、「令和5年度広島中央環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*.....

○議長（牧尾良二議員）日程第10、議案第8号「令和6年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」の件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）議長、事務局長大歳。

○議長（牧尾良二議員）大歳事務局長。

◎事務局長（大歳雅司事務局長）（登壇）

ただ今議題となりました、議案第8号「令和6年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

「令和6年度広島中央環境衛生組合予算書」の1ページをお願いいたします。

第1条「歳入歳出予算」でございますが、予算の総額をそれぞれ41億6,739万2千円とし、第2条「債務負担行為」について「第2表」により、第3条「地方債」を「第3表」により、第4条「一時借入金」の最高額を6億5,530万1千円と、それぞれ定めるものでございます。

2ページの「第1表」をお願いいたします。「歳入歳出予算」につきましては、後ほど「予算に関する説明書」にて、ご説明いたします。

3ページの第2表「債務負担行為」でございます。6件の債務負担行為は、毎年度設定しているもので、期間と限度額を定めております。

4ページの第3表「地方債」でございます。賀茂環境衛生センター解体工事に係る借入で、限度額は5億6,010万円で、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

続きまして、「令和6年度予算に関する説明書」の4ページ・5ページをお願いいたします。

2歳入でございます。「1款1項負担金」は、1目から5目まで、負担金条例に定めた割合に基づいて構成市町に負担いただいているもので、構成市町別の負担額は右側の説明欄のとおりでございます。

6ページ・7ページをお願いします。

「2款1項1目衛生使用料」は、各施設の使用料でございます。「3款1項1目衛生費国庫補助金」は、循環型社会形成推進交付金で、賀茂環境衛生センターの解体に係るものでございます。「4款1項1目物品売払収入」は、工事作業機器の売却収入でございます。

8ページ・9ページをお願いいたします。

「6款1項1目雑入」は、有価物売払収入が主なものでございます。「7款1項1目衛生債」は、賀茂環境衛生センターの解体に係る借入れでございます。

10ページ・11ページをお願いします。「3歳出」でございます。

「1款1項1目議会費」は、議員12人の報酬及び議会活動に要する経費でございます。

12ページ・13ページをお願いします。

「2款1項1目一般管理費」は、「職員給与」「総務一般事務」「地域計画等作成事務」の3事業を計上しており、各種システムの運用に要する費用や、その他の事務経費でございます。

14ページ・15ページをお願いします。

「2款2項1目監査委員費」は、監査委員3人の報酬及び費用弁償など、監査活動に要する経費でございます。

16ページ・17ページをお願いします。

「3款1項1目賀茂環境衛生センター費」は「職員給与」のほか、「賀茂環境衛生センター維持管理事業」「廃棄物処理施設周辺地域振興事業」に係る予算を計上しております。

「2目賀茂環境センター費」は、「職員給与」のほか「不燃ごみ処理施設維持管理事業」「最終処分場維持管理事業」「ペットボトル等処理施設維持管理事業」に係る予算を計上しております。

18ページ・19ページをお願いします。

「3目安芸津クリーンセンター費」及び「4目竹原安芸津環境センター費」は、廃止した施設の管理を行う予算を計上しております。

「5目竹原安芸津最終処分場費」は、職員給与のほか、浸出水処理施設及び埋立地の管理に係る予算と「竹原市不燃ごみ等処理事業」に係る予算を計上しております。

20ページ・21ページをお願いいたします。

「6目竹原クリーンセンター費」は、廃止した施設の管理を行う予算を計上しております。

「7目大崎上島環境センター費」は、「職員給与」のほか、大崎上島町内から搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ等の適正処理に要する予算を計上しております。

22ページ・23ページをお願いします。

「8目大崎上島クリーンセンター費」は「し尿処理施設維持管理事業」に係る予算を計上しております。

「9目広島中央エコパーク建設費」は「広島中央エコパーク周辺地域振興事業」に係る予算を計上しております。

「10目広島中央エコパーク管理運営費」は、「職員給与」のほか「高効率ごみ発電施設管理運営事業」「汚泥再生処理センター管理運営事業」「広島中央エコパーク管理運営事業」に係る予算を計上しており、広島中央エコパークの施設運営に要する経費でございます。

26ページ・27ページをお願いします。

「4款1項1目元金」は「長期借入金元金償還金」で、広島中央エコパーク建設費に係る償還の増でございます。

「2目利子」は、「長期借入金利子」及び「一時借入金利子」でございます。

28ページ・29ページをお願いします。

「5款1項1目予備費」は、例年と同額を計上しております。

議案第8号の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（牧尾良二議員）説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」との声あり〕

○議長（牧尾良二議員）これにて討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第8号、「令和6年度広島中央環境衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（牧尾良二議員）挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....*

○議長（牧尾良二議員）日程第11、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、広島中央環境衛生組合議会会議規則第98条の規定により、別紙のとおり、決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」との声あり〕

御異議なしと認めます。

よって、「議員派遣について」は、別紙のとおり決定いたしました。

なお、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますので、御了承願います。

.....*

○議長（牧尾良二議員）以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。この際、高垣管理者から、閉会に当たり挨拶がありますので、これを許します。

◎管理者（高垣廣徳管理者）議長。

○議長（牧尾良二議員）高垣管理者。

◎管理者（高垣廣徳管理者）（登壇）

令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案いたしました議案につきまして、慎重な御審議と、適切なる御議決を賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

皆様のお力をお借りしながら、今後も、より効果的な事業推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

最後に、議員の皆様方におかれましては、寒暖の差が激しい時節柄くれぐれも御自愛いただきますよう、お祈り申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（牧尾良二議員）挨拶が終わりました。

それではこれにて、令和6年第1回広島中央環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。皆様大変お疲れ様でした。

(午後3時41分 閉会)

.....*

以上のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

広島中央環境衛生組合議会議長

牧尾 良二

会 議 録 署 名 議 員

小池 恵美子

会 議 録 署 名 議 員

堀越 賢二